

宗教と法と経済 —— 米国日曜法訴訟の一考察 ——

村上良夫*

Religion, Law, and Economy
: An Analysis of the 1961 Sunday Law Cases in America

Yoshio Murakami *

Received October 30, 1998

はじめに—— 2つの疑問

1961年の米国連邦最高裁における「日曜休業法判決」は、最高裁が日曜法（日曜休業法、日曜安息法）問題に初めて本格的に取り組み、正面からその合憲性違憲性を論じたものとして、きわめて大部の判決文と共によく知られている。⁽¹⁾

4つの事件を一括して扱った本件の判決そのものは、すべての件において日曜法の合憲性を認めたのであるが、しかしこれら日曜法訴訟をよく見るなら、誰でも次のような疑問が浮かぶであろう。この時期に、なぜ4件もの事件が一度に現れてきたのか？さらに、4件のうち2件はハイウェイ沿いのディスカウント・デパートメントストアにかかわるものであり、残る2件は正統派ユダヤ教徒の経営する店にかかわるものであるが⁽²⁾、これはいったいどういうことなのであろうか？

最初の問題を考えてみよう。連邦最高裁が日曜法問題を最初に扱ったのは1885年で、この時もその合憲性を支持している⁽³⁾。しかしその後は、目立った訴訟は起きていない。日曜法は、時代遅れのあいまいな法として、いわば死文化し、違反も黙認されてきたと言える⁽⁴⁾。宗教自由の分野の権威のひとりロバート・T・ミラーがかつて評したとおり、日曜法は「おそらく、破られること最も多く、実施されること最も少ない法律」となっていた⁽⁵⁾。ところが、1950年代になって急に日曜休業をめぐる問題が再燃し、そのうちのいくつかが連邦最高裁にまで達するのである⁽⁶⁾。なぜこのころになって突然、日曜休業法問題が増えたのか。これが第一の疑問である。

第二の疑問。1961年の日曜休業法判決は、なぜもっぱら「ハイウェイに位置する大きなディスカウント・デパートメントストア」と「正統派ユダヤ教の信仰」を持つ小売業者にのみかかわるものであったのか⁽⁷⁾。つまり、一般に日曜法は、州法レベルのものであれ地域的な条例

* 外国語学部
Faculty of Foreign Languages

であれ、3つの種類の活動を禁じるのが普通である——①雇用者が被雇用者を日曜日に働かせること、②娯楽、③物品や業務の販売⁽⁸⁾。ところが1961年の4件は、「販売」にかかわるもの、それもハイウェイ沿いのディスカウント・ストアとユダヤ教徒の店での「販売」にかかわるものばかりである。これはいったいどういうことなのか。具体的にどのような状況であったのか。これが第二の疑問である。

「日曜（休業）法」争訟と言うと、宗教的な法律から派生する宗教的な問題とのみ考えられがちである。しかし実際には、経済的な側面がきわめて顕著に出てくる場合がしばしばである。日曜（休業）法はそれ自体、宗教と法律と経済の接点であるとも言えるが、本稿では特にこの経済的側面に注目して検討してみたい。手順として、まず1961年日曜法事件の経済的背景を当時の報道等をもとに具体的に考察し、その上で2つの事件を取り上げて実際に検証してみる。ついで、いわば日曜法の経済学として、やや一般的な図式で日曜休業法と経済活動（消費と販売）を整理する。そして最後に全体を総括しつつ若干の感想を述べてみたい。

I. 1961年日曜法訴訟の経済的要素

A. 一般的背景

経済的側面に焦点を合わせる前に、他の側面、特に法的な面と宗教的な面にも触れておく必要がある。

(1) 法的側面

日曜法には長い歴史がある⁽⁹⁾。にもかかわらず、なぜ1960年に至るまで、合憲か違憲かの決定的な審理がなされてこなかったのであろうか。当時の『エコノミスト』誌（1960年7月23日号）は、この点を次のように簡潔に説明する。

まず前もって言うておかねばならないのは、[連邦]憲法が日曜安息法（blue laws）に適用されるようになったのはやっと最近になってからのことだという点である。日曜法は州の法律であって連邦の法ではなく、元来[連邦]憲法はこの分野[州内の宗教問題]での州の権限を制限するものではなかった。1940年になって初めて、連邦最高裁は、各州が「法の正当な手続き」によらずして州民の生命、自由、財産を奪うことを禁ずる修正第14条を、修正第1条で連邦政府に適用されている宗教上の保障をも含むものと解釈したのである⁽¹⁰⁾。

すなわち、「エホバの証人」問題を扱った1940年のキャントウェル事件判決（*Cantwell v. Connecticut* [310 U.S. 296]）において、連邦最高裁は、信教の自由は修正14条の「適正手続き条項」に述べられている「自由」の概念に含まれると解することによって、修正1条の宗教条項は州の問題に適用されうるとしたのである⁽¹¹⁾。かくして道は開かれた。州レベルの日曜法争訟が連邦最高裁の判断を問うことができるようになった。にもかかわらず、連邦最高裁は、日曜法訴訟には実質的な連邦問題が欠如しているとの理由で審査を拒否し続ける⁽¹²⁾。この問題は州が決めるべき事柄だとする態度を取るのである。

最高裁はおそらく、できればそうした立場を取り続けて、日曜法問題にはかかわりたくなかったのであろう。しかしそうはいかなくなる。すなわち1959年5月、連邦第一巡回区控訴裁判

所がマサチューセッツ州の日曜法を違憲としたのに対し、12月には第三巡回区控訴裁判所がペンシルベニア州の日曜法を合憲としたのである⁽¹³⁾。連邦最高裁は、この矛盾を解決する必要に迫られる。これが、1960年になって初めて正面から日曜法に取り組みざるをえなくなった法的背景である。

(2) 宗教的側面

1961年の日曜法判決の法廷意見を書いた首席裁判官アール・ウォーレンが、4件の最初にして代表的なマガワン事件判決理由の中で言明している通り、「日曜（休業）法」がもともと宗教的（キリスト教的）な動機に促されて成立したことは議論の余地がない⁽¹⁴⁾。日曜規制立法は本来キリスト教的起源を持つものであり、また常にキリスト教と密接に関連してきたと言える。

日曜法論争のさなか、『クリスチャン・センチュリー』誌1959年11月25日号に掲載された「日曜安息法——少数派の意見」という記事は、冒頭でこう告げる：「原因が何であれ——もしかすると、いわゆる1950年代の宗教リバイバルのためかもしれないが——日曜遵守法をもっと厳格なものにせよというアジテーションが、ますます高まりつつある」⁽¹⁵⁾。冷戦が背景にあったと考えられるが、いずれにしろ1950年代のそうした一般的な宗教リバイバルが、日曜法論議の一つの要因であったのかもしれない。しかしそれだけではない。

1954年9月20日付の『ニューヨーク・タイムズ』に、興味深い記事がある：「礼拝の日としての、より厳格な日曜遵守を支持する『主の日連盟（Lord's Day Alliance）』のポスター・キャンペーンが、セブンスデー・アドベンチストからの抗議を受けている」⁽¹⁶⁾。ポスターの説明文は「アメリカ流のやり方——日曜は教会のため、ビジネスのためではない——これを守ってこよう」というものであり、一方、これに対するアドベンチストの抗議は「アメリカ流のやり方をうんぬんするのであれば、誰にも決して宗教的な“圧力”をかけないことこそアメリカ流のやり方そのものであったはずだということを思い起こす必要がある。特定の宗教的な日を守ろうが守るまいが全く自由だというのがアメリカ流である」というものであった⁽¹⁷⁾。アドベンチストの反応はさておき、「主の日連盟」のポスターの説明文は注目に値する。なぜならそれは少なくとも二つの事実を物語っているからである：ひとつは、日曜日にもビジネスをすることが広がりつつあったこと、もうひとつは、そのような「世俗化」に対する保守的なクリスチャンたちの反動として、より厳格な日曜遵守が強調されていること。経済の発展が聖日を浸食しつつあり、それに対して聖日を守れという動きが起きていた——そのような時代であったのである。

そうした状況の中で、厳格な日曜遵守を訴える新しい旗手が登場していた。ローマ・カトリック教会である。『クリスチャン・センチュリー』の1961年1月4日号で、リチャード・コーエンはこう述べている。

近年……プロテスタント諸教会は、キリスト教の安息日を護る筆頭責任をローマ・カトリック教会に譲ったように見える。……カトリック教会が安息日の新たな擁護者となっている。⁽¹⁸⁾

政教分離と信教自由という分野の権威のひとりレオ・プフェファも当時、この点を認めて次のように記している。

……近年になって、わが国のローマ・カトリック教会の側には、日曜法に関する立場の上

で顕著な変化が見られる。これは驚くべきことである。なぜなら……カトリックの教義の中には、米国の日曜法に規定されているような厳格な遵守を求めるものなど何ひとつないからである。にもかかわらず、この教会は日曜法の緩和に反対しており……⁽¹⁹⁾。

アメリカのカトリック教会に、そうした目立った変化が起きたのは、なにゆえであろうか。教皇ピウス12世による「日曜日の聖別」の訴え（1947）が刺激を与えたのかもしれない⁽²⁰⁾。しかし、特にアメリカの場合、「共産主義と“世俗主義”に対する対抗意識が、ローマ・カトリックの指導者たちに、休日風の日曜日という古くからの“大陸的”概念を捨てさせるに至った」と見るほうが⁽²¹⁾、あたっているように思われる。いずれにしても米国のローマ・カトリック教会は、1950年代、それまでの“大陸的安息日”，つまり聖日というより休日と考えるようなゆるやかな見方から、厳格な日曜遵守へと、顕著に立場を変えるのである。

事例を見てみよう。1950年代から60年代初めにかけてのニューヨーク市での“日曜法論争”はよく知られている⁽²²⁾。同市のローマ・カトリック教会が、日曜日の厳格な遵守を強調し、土曜安息日主義者たちに対する日曜規制免除に反対したのである。

たとえば1956年3月、ニューヨーク市の60のカトリック信徒団体が、日曜遵守法の緩和に反対して公式声明を出している。

……日曜日の適切な遵守に関する現在の法律はゆるめられるべきではないと我々は主張するものである。この確信は、我々の宗教的信念と実践に、わが国の伝統に、そして、提案されている変更が必然的に引き起こすであろう弊害 [への懸念] に基づいている⁽²³⁾。

同年9月、スペルマン枢機卿は、日曜日のビジネスがますますひどくなってきていることを非難している。

近年、……主の日にふさわしい平穏で霊的な雰囲気、平日にわけなくできるはずの買物や商売によって、ますます破られてきている。

日曜日の商業化というこの陰険で急速に広がっている害悪のゆえに、私は大司教区の全てのカトリック信徒にお願いする。日曜日の遵守にそむくようなどんなことも差し控えていただきたい。そして、神の第三戒を破っている人たちをあなたがたの模範によって助けてあげてほしい⁽²⁴⁾。

1958年3月、大司教区のカトリック信徒団体調整委員会は、日曜日のさまざまなビジネスを禁じている州法を修正 [緩和] することに反対する声明を出している。

日曜日は祈りと礼拝と休息の日である。……日曜日の適切な遵守に関する現在の法律はゆるめらるべきでないといわれ我々は主張するものである⁽²⁵⁾。

ニューヨークだけでなく、米国各地で、日曜日遵守の「最も声高なスポークスマン」、[力強い擁護者]は、ローマ・カトリック教会であった⁽²⁶⁾。

このように、1950年代60年代の日曜法論争の背景には、「諸教会、それもローマ・カトリックがますます先頭に立っての」キャンペーンがあったと言える⁽²⁷⁾。しかし、それだけではない。日曜法論争が実際に裁判の形をとるに至るには、別の現実的要因が必要であった。それは経済的要因である。

B. 経済的背景

あえて単純化するなら、1961年に最高裁判決の出た日曜休業法違反事件は、経済戦争の産物

だということができる。経済競争こそが真の原因だったのである。どういうことか？

第二次大戦後、都市化とクルマ社会化が急速に進むにつれて、米国社会の暮らし方にも買物の仕方にも大きな変化が生じてくる⁽²⁸⁾。最も目立った現象の一つは、ハイウェイ沿いのディスカウントストアあるいはスーパーマーケットの出現である⁽²⁹⁾。『ビジネス・ウィーク』の1957年6月8日号は、「ハイウェイの販売業者たち」の繁盛ぶりは、「自動車と急増する郊外居住人口とが、流通機構にどんなに大きな影響を及ぼしつつあるかを証明している」と報じている⁽³⁰⁾。ハイウェイ沿いの小売業者たちには、有利な点がいくつもあった。「増え続ける [郊外] 人口、十分な駐車スペース、安い土地代。これらの利点のおかげで、彼らは低コストで営業できる。だから彼らの多くは、低価格、店頭現金販売、そして大量販売である」(『ビジネス・ウィーク』)⁽³¹⁾。こうして、『タイム』の表現を借りるなら、「人々が [都心部から] 郊外へと大量脱出し、そして市街地から離れた所に大規模なショッピングセンターが増えると共に、家族たちは車で買物に出るのが普通になってきた」のである⁽³²⁾。

さて、ここで重要なことがある。それは、ハイウェイ沿いの大規模店は、週末の売上げが大きいということ、つまり、日曜日こそ稼ぎどきだという事実である。当の販売業者らによれば、一週間の売上げの15%から30%が日曜日のものであった⁽³³⁾。なぜ日曜日にそれほど多くの買物客が来るのか。主婦の雇用が増えたことが一因ではないかと考えられる⁽³⁴⁾。主婦たちが平日働くとなると、買物は当然週末になる。かくて買物は日曜日に、それも家族そろって郊外の安売り大規模店へ、すなわちハイウェイ沿いのショッピングセンターへとということになるのである⁽³⁵⁾。おまけに、ハイウェイ沿いに位置する新興のショッピングセンターは、多くの場合、地方条例の法域外にあったし、また古色蒼然とした日曜法規は、日曜日の販売活動を州規模で効果的に規制するには不十分であった⁽³⁶⁾。

こうして人々は日曜日に、車で郊外に買物に出るようになる。『ビジネス・ウィーク』が指摘するとおり、「日曜日のドライブは買い出しの小旅行となり」、「ハイウェイ沿いの商売は日曜日商売」となった⁽³⁷⁾。

ハイウェイ沿いの店舗のめざましい成功を、他の店が黙って見ているはずはなかった。『エコノミスト』のいうとおり、「宗教的反対と商業的反対の奇妙な結合を惹起」するようになる。

諸教会、それもローマ・カトリックがますます先頭に立って、「主の日の冒瀆」に反対するキャンペーンを張る。町なかの商人たちは競争の危機を感じて、しばしば教会のキャンペーンに資金援助をし、また効果的な政治的圧力をかけている。

日曜営業に対するこの宗教的かつ商業的攻撃は、いくつかの地域では日曜安息法の強化となって、また他のところでは長いこと忘れられていた [日曜] 法規の実施となって現れている⁽³⁸⁾。

これが1961年日曜法訴訟の真の背景であった。町の中心街にある店と、郊外のハイウェイ沿いのショッピングセンター (スーパーマーケット) との経済競争が、当時の激しい日曜休業法争訟をもたらしたのである。当時の法律家も次のように分析している。

町の小売業者は、もし自分もハイウェイの競争相手も共に日曜営業するなら、相手のほうがはるかに多く売上げると感じている。したがって、それくらいならむしろ、日曜日には休業しよう、そしてハイウェイの店も休業させよう、と考えている⁽³⁹⁾。

こうして町の小売業者たちは、教会と協力して、新たな日曜法を作るように、あるいはもっと

厳格に実施するようにと、当局に強い圧力をかけたわけである⁽⁴⁰⁾。『ニューヨーク・タイムズ』は1960年4月26日の紙面で、最高裁が日曜法問題を審理しようとしていることについて次のようにコメントする。

近年、この問題〔日曜法の合憲性〕は激しい争点となっている。これは、金物や家具や食品や衣類を売るハイウェイの店が増えたためだと見られる。こうした店は日曜日がいちばんの書き入れ時なのである。

ハイウェイの店やその客は日曜の販売規制が緩和されるよう希望しているのに対し、町なかの店のほうは日曜法がもっと厳しく執行されるよう圧力をかけている⁽⁴¹⁾。これが実態であった。そして同年12月、最高裁での口頭弁論に関し、『ビジネス・ウィーク』はこう指摘する。

最高裁における論争は主として、消費者のお金をめぐる新しい競争を反映したものである。それはまた、静かに過ごす宗教的な日というより、ゴルフをしたり、泳いだり、野球場に行ったりする日としての日曜日という、20世紀半ばの多くのアメリカ人の態度とかかわっている。それはまた、郊外に住む家族の夫のほうは平日に車を使い、妻のほうは日曜を含む週末に買物をせねばならないということとも結びついている⁽⁴²⁾。

そしてこの記事は、「〔日曜法争訟が〕宗教的な問題であることは間違いないが、今回の大きな要因は小売業者間の競争」であることを認め、彼らの衝突が「論議の中で明確な役割を演じている」と断言する⁽⁴³⁾。実際にどうであったのか、4件の中から2件を選び、具体的に検証してみよう。

C. 具体的状況

(1) ツーガイズ・フロム・ハリソンーアレントウン対マギンリー事件

(*Two Guys from Harrison-Allentown, Inc. v. McGinley*)

ツーガイズ・フロム・ハリソンーアレントウンは大規模チェーン店の一つで、ペンシルベニア州リーハイ郡郊外のハイウェイに位置していた。オープンしたのは1957年10月。最初から週7日間営業の方針を発表し、日曜の営業時間は正午から午後10時までであった⁽⁴⁴⁾。この店は、チェーンに属する他の店と同様、さまざまな商品を低価格で販売していた。土地代が安く、しかも人口密集地に比較的近く、4000台収容の大駐車場を持ち、中央管理方式の仕入れや保管、コンピューターによる在庫管理、大量販売、広告費は低く抑さえ店内の装飾も省き、店員はなるべく減らしてセルフ・サービス方式にする、等々のやり方でこうした薄利多売が可能だったわけである。⁽⁴⁵⁾

しかし、このような日曜営業の郊外大規模ディスカウント・ストアの出現は、当然ながら、既存の町なかの商店街の敵意を引き起こす。さっそく同年12月3日、アレントウンのデパート、ヘス・ブラザーズは新聞に、お客様の便宜のため、クリスマスまで日曜日午後1時より5時半まで営業いたします、と発表した⁽⁴⁶⁾。『ビジネス・ウィーク』(1957年12月21日号)が報じたとおり、「攻撃目標は、言わずと知れたツーガイズ・フロム・ハリソン、164年前からの州の安息日法を無視して日曜営業を続ける」新参の商売敵、であった。

ヘス社は、自分たちの行為がツーガイズ社の違反にスポットライトを当てることを、そして日曜営業に対する世間の批判を喚起することを期待したのである。アレントウンのほ

かの商店主たちも——もう一つのデパート、ツォリンガー——ハーネッド社も含めて——ヘス社と行動を共にする。しかし、その試金石となる最初の日曜日12月8日がやってくる前に、郡の検事は州法の執行を明言する。この威嚇——まさしく町なかの店が求めていたもの——のおかげでヘス社も他の店も、日曜日はやはり休業という方針にもどる⁽⁴⁷⁾。日曜法を実施すると地方検事が宣言すると、ヘス社はすぐ新しい広告を打った：「ヘス・ブラザーズは日曜日は休業いたします」「日曜営業を禁ずる力強い処置ゆえに、検事に脱帽!!」。そしてこう説明する。

数日前、ヘス・ブラザーズは日曜日に営業しますと宣言して攻撃を開始しましたことは、我々にとりましてきわめて困難な決断でありました。我々が求めたのは違反がもっと広まることでした！我々が求めたのは、一般のかたがたの憤慨でした！そして行動でした！そしてそのとおりになりました！⁽⁴⁸⁾

この広告はまた、もし日曜営業を今食い止めなければ、日曜日の商売は瞬く間に全米に広まって、社会的な不名誉となってしまうだろうと述べるのである。

さて、ツーガイズはどうしたか。12月8日も通常通り営業し、従って、日曜法が実施されて逮捕者が出ることになる。そして、これがその後も2年間にわたって続くのである⁽⁴⁹⁾。日曜営業は儲かる仕事であった。ツーガイズは、日曜に店を閉じるより、罰金を払っても営業を続けるほうが利益が上がったのである⁽⁵⁰⁾。しかし、いずれにせよ決着をつけたいと判断したツーガイズは上訴するに至る。かくして日曜法訴訟が本格的に開始されたわけである。

ツーガイズの場合を見てきたが——そしてパターンとしてはマガワン対メリーランド州事件 (*McGowan v. Maryland*) も同じなのであるが——、経済競争が直接の原因であったことは明らかであろう。郊外の新興安売り店と、既存の街なかの店との間の経済戦争において、日曜営業に対する効果的な武器として日曜休業法が使われたわけである。

(2) ギャラガー対クラウン・コーシャ・スーパーマーケット事件

(*Gallagher v. Crown Kosher Super Market of Massachusetts*)

クラウン・コーシャ・スーパーマーケットは、その4人の株主も役員たちも正統派ユダヤ教徒であって、正統派ユダヤ教の多数の顧客を有する会社であった⁽⁵¹⁾。マサチューセッツ州スプリングフィールドにオープンしたのは1953年である⁽⁵²⁾。ユダヤ教の信仰に従って土曜日は休業し、日曜日は営業していた。そして日曜日には週の全売り上げの約三分の一を商っていたのである⁽⁵³⁾。8月のオープン以来翌1954年5月までは、日曜休業法に違反しているにもかかわらず警察当局とは何のトラブルもなかった。ところが、1954年5月、警察本部長がマサチューセッツ州日曜法違反のかどで、店の共同所有者兼マネジャーの逮捕を命じたのである⁽⁵⁴⁾。

ここで注意しておかねばならない重要なことがある。それは、日曜(休業)法は、積極的に実施されるという場合よりむしろ、なんらかの理由で特に騒ぎ立てられるような事態になってはじめて執行される場合が多い、という事実である⁽⁵⁵⁾。官憲としてはなるべくかわりたくないのが、一部の連中が苦情の申し立てをしたためにやむなく取り締まりに乗り出すという場合が、実際には多いのである。それではクラウン・マーケットのマネジャーが逮捕されたのは、誰が日曜法違反を問題にし訴えたのであろうか。それは町じゅうに散在している(コーシャを扱う)小さな肉屋たちであった⁽⁵⁶⁾。土日休業の週5日制で営業したい彼らにとって、日曜も

営業するクラウン・マーケットはきわめて迷惑な存在であった。おまけにこの新しい、大きなクラウン・コーシャ・スーパーマーケットは、いわゆるワンストップ・ストアで、いろいろの品物がまとめて買えるため買物客には便利で、それゆえに他の店にとっては手ごわい商売敵であった⁽⁵⁷⁾。このように、ツーガイズの場合と同様、経済競争がクラウン・マーケット事件の直接の原因であった。新興スーパーマーケットと既存の店との間の経済戦争の中で、日曜休業法が武器として用いられたわけである。

以上、ここでは1961年日曜法事件の4件のうち2件を取り上げて、日曜法争訟の経済的側面を具体的に見てきた。「日曜安息日法は経済闘争における武器となっている。これはこの種の法律の制定者たちが想像もしなかったことであろう」と、『ラトガーズ・ロー・レビュー』（1958年秋号）の「論説」でユージン・P・シェルが評した通りである⁽⁵⁸⁾。裁判所は日曜休業法にかかわるこうした経済的現実にはほとんど触れないできているが、しかし日曜法が経済戦争の有効な武器として用いられてきたことは明々白々である⁽⁵⁹⁾。経済最優先の時代にあつては、本来宗教目的で作られたはずの日曜休業法も経済戦争の武器となる——1961年の日曜法訴訟はこの事実を如実に示すものであった。

II. 日曜法の経済学

ここで少し角度を変えて、日曜法と経済活動の関連を消費者—販売者という観点から、日曜法訴訟当時の資料を中心に、一般的な構図として整理してみたい。

A. 消費者（購買者）

「日曜日の商売は悪循環であつて、これを断ち切ることができるのは買物客自身だけである」と、1954年10月の『カトリック・ダイジェスト』誌は述べる⁽⁶⁰⁾。『ビジネス・ウィーク』（1957年6月8日号）も、「日曜日の買物の切り札は消費者自身」と強調する⁽⁶¹⁾。日曜営業の問題は結局「消費者次第」（同1961年7月29日号）だということは、すでに日曜法訴訟のころの基本的認識であつた⁽⁶²⁾。

それでは、消費者自身は日曜法をどう考えるのか。一般的には、彼らは日曜規制の廃止に賛成だと言える。すでにツーガイズ事件の時にも、店側は、「この問題に関する住民投票を求めて、この郡の住民何千人もの署名が寄せられている」と述べている。また地方紙の編集者も「日曜日にツーガイズで買物をした人々の数を見れば、彼らが日曜営業に賛成していることは明らかだ」と報じている⁽⁶³⁾。日曜法訴訟以降のものであるが、1966年のある調査によれば、店が日曜に営業する主な理由としてあげられたのは、「客が要求するから」というのと、「(他店との)競争のため」というものであつた⁽⁶⁴⁾。日曜営業が消費者（買物客）には利点があるということは誰にでも理解できる。買物の機会が増えることはそれだけ便利だからである⁽⁶⁵⁾。さらに、女性の社会進出、つまり共働き家庭の増加と共に、土曜午後と、そして特に日曜日が買物には最適の日となつてきた⁽⁶⁶⁾。1976年5月30日付『ニューヨーク・タイムズ』の「日曜安息法の社会学」と題する記事の中で、イエフディ・A・コーエンは次のように論じている。

多くの家族にとって、日曜日は両親と子どもたちとがいっしょに衣類等を買うことので

きる唯一の日であり、そうした遠出は家族の一体感を強めるものとなる。家族生活の質が大きく問われているこの時代にあつて、これはきわめて重要なことだ⁽⁶⁷⁾。

買物の機会が増えること、家族そろっての買物ができること、といった理由に加えて、もうひとつ、消費者にとって日曜営業の大きな利点がある。ツーガイズ・チェーン店の会長はいみじくもこう表現している；「買物はレクリエーションです。買物の時の奥さんの楽しそうなようすを見てごらん下さい」⁽⁶⁸⁾。言い得て妙である。買物は、特に車で出かけて大きな店でいろいろな品物を探し、選び、購入することは、現代の娯楽であり気晴らしであり、レジャーの一形態なのである。『タイム』の1956年10月22日号は、オハイオ州クリーブランドのある主婦の感想を紹介している；「日曜日に遅く起きてきて、子どもたちにゆっくり朝食をとらせてから買物に行くのは楽しみです。共進会のお祭りに行くみたいです」⁽⁶⁹⁾。

このように、一般に消費者（購買者、買物客）は、日曜法による規制の廃止、すなわち日曜営業の自由を望む傾向があると言える。自給自足ならぬ現代産業社会にあつてはすべての人が消費者という面を持つ。ただし、それではすべての人が日曜法廃止に賛成かと言えばそうでもない。交通渋滞や混雑を嫌う人もいれば、やはり日曜日は休息の日であるべきだとする人たちもいる⁽⁷⁰⁾。前記の1966年の調査では、日曜休業を支持する主な理由は、「宗教的主張と、休みの日の必要性」というものであった⁽⁷¹⁾。こうしたさまざまな意見はあるものの、消費者という立場から見た場合、日曜法は明らかに支持されにくくなってきていると言いうるのであろう。

B. 販売者

では販売する側、小売業者はどうか。雇用者（経営者）を中心に、被雇用者（従業員）にも触れながら考えてみよう。

(1) 雇用者（店の経営者）

薄利多売を方針とするディスカウント・ストアやスーパーマーケットが、家族づれの客が多く見込める日曜営業を望むこと、つまり日曜法の廃止を望むことは言うまでもない。

しかしその他の店は、一般に、日曜営業には反対の傾向が強い。主の日連盟による1956年の報告では、「米国の商店主の95%が日曜営業に反対」であった⁽⁷²⁾。『ニューズウィーク』1962年6月18日号は、日曜日の販売に関するE・B・ヴァイス（ニューヨークのドイル・デーン・パーバック広告代理店副社長）の調査を紹介している。

ヴァイスによれば、日曜日の商売に対する組織的な反対は今日、聖職者たちからのものではない。そうではなくて、多くの商店主自身からのものである。彼らは宗教や道徳を気にしているのではなく、ただ無秩序な競争を恐れているのである。シカゴのステート・ストリートの店主が言うとおりに、「みんな閉じるか、みんな開けるか、そのどっちかです。単純なことです」⁽⁷³⁾。

シェルはこのことを、車の販売業者たちを例にあげて説明する。彼らは一般に日曜日は休業することを望んでいるのである。

これは、市街地で営業活動するディーラーたちは、ハイウェイ沿いのディーラーたちが日曜日に営業するには到底太刀打ちできないためである。つまり、今どきの一般大衆は、買物に出かけることとドライブの楽しみとを結びつける傾向があつて、従つて日曜日の買物というのをたいへいハイウェイ上でのことになる。⁽⁷⁴⁾

かくして車のディーラーたちの圧力のゆえに、いくつかの州では、日曜日には車の販売を禁止するという特別な法律が成立することになるわけである⁽⁷⁵⁾。

競争に対抗するため日曜日に営業せざるをえない店もちろんあるが、多くの小売業者は、特に比較的小さな商店の経営者は、一般に日曜休業法を支持する傾向がある⁽⁷⁶⁾。主な理由は二つある。一つは、より大規模で効率的な店との競争を恐れるからであり、いま一つは、人手不足ということである⁽⁷⁷⁾。第一の理由についてはすでに見てきたとおりであるが、第二の理由はつまり、大規模店ほどには人員に余裕のない店は、日曜日に働く従業員のやりくりに苦勞するという事実である⁽⁷⁸⁾。

以上見てきたところから、日曜法と小売業者（店の経営者）については、少なくとも次の2点が明らかであろう——買物の機会が増えることを（つまり日曜法の廃止を）消費者は強く望んでいるという事実は、どの業者も認めていること、しかし、日曜法に対する態度は店の種類や規模、立地条件によって差があるということ、である⁽⁷⁹⁾。

(2) 被雇用者（従業員）

それでは被雇用者（店の従業員）は、日曜法をどう見ているのか。このあたりの具体的な資料は少ないが、現代の日曜法を総合的に考察したラバンドとハインバッハによれば（1987）、従業員たちは日曜日の勤務を強いられることを恐れて日曜法廃止には反対の傾向が強いという。日曜法の廃止が日曜出勤の強制につながることは当然考えられる。それゆえ、日曜休業法を廃止しようとしている州のほとんどが、その廃止法案の中に、日曜日に働きたくない者に対して仕事と身分を保証する一節を含めているほどである⁽⁸⁰⁾。経済状況や雇用状況、そして個人的事情に左右されることはもちろんであるが、一般的には現代の従業員は、日曜日の超過勤務手当よりも自由な日曜日のほうを好むのではないかと見られている。

以上、消費者と販売者の両面から、日曜法の経済学を概観してみた。現代にあっては日曜法は、宗教や道徳よりも経済という観点から論議的となる。宗教的な色彩の濃い法律といえども、時代の波の中でその性格を変えるのである。

なお、付け加えるならば、イギリスでは1993年末に日曜営業の規制緩和が可決されているが、一般大衆〔消費者！〕の多くが日曜営業を支持する中で、反対運動を展開したのは英国国教会の信徒や零細小売店主たちの組織であり、また、日曜出勤を拒否する店員が不利益を被らぬようにすることが問題点の一つであったという⁽⁸¹⁾。日曜法の経済学はイギリスにもあてはまるようである。

おわりに

法というものはすべて、社会状況の反映という面を持つと言える。日曜法はもともとは宗教のための法として制定された。それが、産業化と世俗化の時代にあっては、違った意味を持つものとなってきた。日曜法訴訟のころ米国消費者運動の若き旗手ラルフ・ネイダーが、「元来は教会出席を強要し、聖日の冒瀆を防ぐために考えられた日曜安息法が、種々雑多な世俗的目的を達するために利用されてきた」と指摘したとおりである⁽⁸²⁾。特に、激しい経済競争とい

う状況のもとで、日曜法は商売敵に打撃を与える重要な武器として使われてきた。1961年の日曜法事件はそれを如実に示すものであった。

日曜法はそれでは、どうなっていくであろうか。日曜法判決から四半世紀の時点で碩学プフェアはこう述べている。

最高裁の判決から今日 [1980年代半ば] までの間に、日曜休業法は米国のほぼ全土で終焉を迎えてきた。[違憲というような] 最高裁判決が下ったわけでもなければ、主の日連盟や他のキリスト教団体が泣き寝入りしてしまったわけでもない。ただ、米国の資本主義は、人々が金を使うことを許されないような日というものを容認できなかったからだ。日曜法は今日、廃止されていない地域においても、実際にはほぼ死文法となっている⁽⁸³⁾。

この観察は妥当と言えよう。アメリカ経済史のアラン・ラウヒャーも最近の論文(1994)の中で、多元的共存社会の進行という背景もあるがやはりなによりもまず経済的利害のゆえに、日曜休業法は死滅するであろうと予測している⁽⁸⁴⁾。ただ、それでは日曜法論議は完全に決着がついたのか、経済のさらなる進展と共に消滅するだけなのか、と言えば、少々疑問が残るのである。経済的利得と便利さが最優先の現代であるが、それが際限なく続くかどうかは誰にも予測できないからである。日曜法判決の頃、あるメソジスト派牧師は『ニューズウィーク』でこう述べていた。「日曜日を取り去ってしまうなら、完全に世俗的で物質主義的な国へと限りなく近づいてしまうこととなります。そこでは人々は快樂や儲けや私利私欲しか頭になくなることでしょう」⁽⁸⁵⁾。余りに世俗化が進んで、こうした懸念どおりの社会になってくると、今度はその反動として逆に宗教への関心が再び高まってくるともありうるのではないか。その中で日曜法が息を吹き返す場合も考えられるし、あるいは、経済競争と日曜法が結びついたように、今度は福祉や資源・環境問題と日曜法が結びつく可能性さえあるかもしれない⁽⁸⁶⁾。今後の米国社会の展開と共に日曜法はどのような経過をたどるのか、興味深いところである。

註

- (1) David N. Laband and Deborah H. Heinbuch, *Blue Laws: The History, Economics, and Politics of Sunday-Closing Laws* (Lexington, Mass.: D. C. Heath & Co., 1987), 39-41等参照。邦語のものでは、瀧澤信彦『国家と宗教の分離——アメリカにおける政教分離の法理の形成』(早稲田大学出版部, 1985年), 37-84頁が参考になる。W・マーネル, 野村文子訳『信教の自由とアメリカ——合衆国憲法修正一条・十四条の相剋』(新教出版社, 1987年), 239-241頁も参照。なお、本件の弁論は1960年12月に行なわれ、判決が出たのは1961年5月である。
- (2) それぞれ *McGowan v. Maryland*, 366 U. S. 420 (1961); *Two Guys from Harrison-Allentown, Inc. v. McGinley*, 366 U. S. 582 (1961)と、*Braunfeld v. Brown*, 366 U. S. 599 (1961); *Gallagher v. Crown Kosher Super Market of Massachusetts*, 366 U. S. 617 (1961)とである。
- (3) *Soon Hing v. Crowley*, 113 U. S. 703 (1885)。カリフォルニアで洗濯店を営んでいた中国人が日曜に営業したとして有罪判決を受けたため、同州の日曜法の違憲性を訴えた事件である。A. P. Stokes and Leo Pfeffer, *Church and State in the United States*, rev. ed. (New York: Harper & Row, 1964), 501; Laband and Heinbuch, 39等参照。
- (4) *Time*, 22 October 1956, 98; *Business Week*, 29 July 1961, 80.
- (5) Robert T. Miller, "The Court of the States as Delineators of the Boundaries between Church and State," James E. Wood, Jr., E. Bruce Thompson, and Robert T. Miller, *Church and State in Scripture, History, and Constitutional Law* (Waco, Texas: Baylor University Press, 1958), 111.
- (6) Hiley H. Ward, *Space-Age Sunday* (New York: The Macmillan Co., 1960), 3.
- (7) 366 U. S. 423, 585, 601, 618.
- (8) Chester James Antieau, Phillip Mark Carroll, and Thomas Carrol Burke, *Religion Under the State Constitutions* (New York: Central Book Co., 1965), 75.

- (9) アメリカにおける日曜法に関する最も包括的な史料集として次のものがある : William A. Blakely, comp., *American State Papers Bearing on Sunday Legislation* ([1911], New York : Da Capo Press, 1970). 研究書としては Winton U. Solberg, *Redeem the Time : The Puritan Sabbath in Early America* (Cambridge : Harvard University Press, 1977) が最も良い。なお Laband and Heinbuch, 7-45も参照されたい。
- (10) *The Economist*, v. 196 (23 July 1960) : 371.
- (11) 熊本信夫『アメリカにおける政教分離の原則 (増補版)』(北海道大学図書刊行会, 1989年), 214-219頁。
- (12) Richard J. Regan, "Do Sunday Laws Restrict Religious Freedom?" *The Catholic World* (December 1960), 144 ; Ward, 3-4. 瀧澤, 37頁参照。
- (13) Regan, 144 ; Robert F. Drinan, *Religion, The Courts, and Public Policy* (New York : McGraw-Hill Book Co., 1963), 207-9 ; Candida Lund, "The Sunday Closing Cases," C. Herman Pritchett and Alan F. Westin, eds., *The Third Branch of Government : 8 Cases in Constitutional Politics* (New York : Harcourt, Brace & World, Inc., 1963), 282-3, 290-1.
- (14) 366 U. S. 421 (1961).
- (15) Gilbert S. Fell, "Blue Laws - A Minority Opinion," *The Christian Century*, 25 November 1959, 1373. なお, 1950年代の宗教リバイバルに関しては, Sydney E. Ahlstrom, *A Religious History of the American People* (New Haven, CT: Yale University Press, 1972), 949-63 等参照。
- (16) *New York Times*, 20 September 1954, 18.
- (17) *Ibid.*
- (18) *Christian Century*, 4 January 1961, 11.
- (19) Stokes and Pfeffer, 499.
- (20) Bob Senser, "Stop This Sunday Shopping," *The Catholic Digest*, October 1954, 9-10.
- (21) Eric Syme, *A History of SDA Church-State Relations in the United States* (Mountain View, Calif. : Pacific Press Pub. Assn., 1973), 94.
- (22) Melvin Hyman, "Sabbatarians and the Sunday Blue Laws Controversy in New York State," Ph. D. dissertation, New York University, 1973.
- (23) *New York Times*, 19 March 1956, 19.
- (24) *New York Times*, 22 September 1956, 25.
- (25) *New York Times*, 2 March 1958, 55.
- (26) Ward, 36, 37.
- (27) *The Economist*, v. 196 (23 July 1960) : 371.
- (28) *Time*, 22 October 1956, 98. Fred R. Endsley, "Current Status of Sunday Closing Laws in the United States and Their Marketing Implications in Selected Metropolitan Areas," Ph. D. dissertation, Louisiana State University, 1967, 26 参照。
- (29) Ward, 6.
- (30) *Business Week*, 8 June 1957, 62.
- (31) *Ibid.*, 66.
- (32) *Time*, 22 October 1956, 98.
- (33) *Business Week*, 29 July 1961, 80. *Time*, 22 October 1956, 98 や Stokes and Pfeffer, 498 も参照。
- (34) Endsley, 26.
- (35) *Business Week*, 29 July 1961, 81. なお Jamie Price and Bruce Yandle, "Labor Markets and Sunday Closing Laws," *Journal of Labor Research* 8 (1987) : 407-14 参照。
- (36) Regan, 143.
- (37) *Business Week*, 8 June 1957, 62.
- (38) *The Economist*, v. 196 (23 July 1960) : 371.
- (39) Eugene P. Chell, "Sunday Blue Laws : An Analysis of Their Position in Our Society," *Rutgers Law Review* 12 (1958) : 509.
- (40) Antieau, Carroll, and Burke, 75. Kenneth A. Sommer, "Sunday Closing Laws in the United States : An Unconstitutional Anachronism," *Suffolk University Law Review* 11 (1977) : 1094.
- (41) Anthony Lewis, *New York Times*, 26 April 1960, 30.
- (42) *Business Week*, 17 December 1960, 62.
- (43) *Ibid.*, 62, 63.
- (44) 366 U. S. 582 ; Lund, 283-4.
- (45) Lund, 284.
- (46) *Ibid.*
- (47) *Business Week*, 21 December 1957, 45.
- (48) Lund, 285.
- (49) *Business Week*, 21 December 1957, 45 ; Lund, 285.
- (50) Ward, 7.
- (51) 366 U. S. 618.
- (52) Lund, 277.

- (53) 366 U. S. 619.
- (54) Lund, 278.
- (55) Chell, 508.
- (56) Lund, 278.
- (57) Ibid., 279.
- (58) Chell, 508.
- (59) Neil J. Dilloff, "Never on Sunday : The Blue Laws Controversy," *Maryland Law Review* 39 (1980) : 702. 「裁判所は日曜安息法に関連する経済的動機や特定の利害を考慮に入れることを嫌ってきた」(ibid., 703, n. 140)。
- (60) Senser, 11.
- (61) *Business Week*, 8 June 1957, 68.
- (62) *Business Week*, 29 July 1961, 81.
- (63) Lund, 288.
- (64) Endsley, 125.
- (65) Laband and Heinbuch, 141.
- (66) Ward, 8.
- (67) *New York Times*, 30 May 1976, 34. Laband and Heinbuch, 141 も参照。
- (68) *Newsweek*, 12 June 1961, 74.
- (69) *Time*, 22 October 1956, 98.
- (70) Laband and Heinbuch, 141.
- (71) Endsley, 125.
- (72) *New York Times*, 24 January 1956, 27.
- (73) *Newsweek*, 18 June 1962, 77.
- (74) Chell, 511-12.
- (75) Ibid., 512.
- (76) 「商売敵が(休日にも)営業するなら、こっちだって店を開けますよ」(*Wall Street Journal*, 4 February 1985, 25). Laband and Heinbuch, 142, 195.
- (77) Laband and Heinbuch, 142-3.
- (78) *Wall Street Journal*, 4 February 1985, 25.
- (79) Laband and Heinbuch, 142.
- (80) Ibid., 144.
- (81) 岩城成幸「イギリス・『日曜営業』の規制緩和」(『ジュリスト』1039 [1994.2.15] :95)。
- (82) Ralph Nader, "Blue-Law Blues," *The Nation* 192 (10 June 1961), 499. 「日曜法は、[本来の宗教的目的よりもむしろ] 個人的あるいは経済的な復讐の、宗教的迫害や政治的援助の、手段として絶えず用いられてきた」とネイダーは言い切る (ibid., 500).
- (83) Leo Pfeffer, "An Autobiographical Sketch," James E. Wood, Jr. ed., *Religion and the State : Essays in Honor of Leo Pfeffer* (Waco, Texas : Baylor University Press, 1985), 491.
- (84) Alan Raucher, "Sunday Business and the Decline of Sunday Closing Laws : A Historical Overview," *Journal of Church and State* 36 (1994) : 13-33.
- (85) *Newsweek*, 18 June 1962, 77.
- (86) 資源・環境問題と日曜休業法については二つの見方がある。日曜営業は6日間営業が7日間になるという以上に、経済活動全般を押し上げる大きな影響があるとして資源・環境面から日曜規制を支持するものと、日曜日のまとめ買いはかえって週日の買物を減らすため、全体としてみれば逆に資源的にも環境的にもプラスになるとして日曜営業を支持するものとの見方である。John Novotney, "The Energy Crisis and Sunday Closing Laws," *Liberty*, January / February, 1975, 4-7 ; Laband and Heinbuch, 191 等参照。